資　料	1

第３回遺伝子組換え作物のあり方検討委員会　概要

日時：平成 17 年９月 21 日 午後１時 30 分～
会場：県庁１６０３会議室

今回は、これまで２回実施した議論の論点整理を行ったあと、遺伝子組換え作物の一般栽培における県の関与のあり方について論議しました。一般栽培については、現状の法制度の中では、何らかの規制が必要であることが概ね一致しました。
後半には、事務局より議論のたたき台として試験研究は届出制、一般栽培については許可制等の検討素案を提示し、議論しました。各委員からは国で許可を受け、指針に基づいて行われている試験研究に県の関与はあまりすべきでないとの意見、各自治体で独自の実施基準を設けると、大きな混乱を招くので留意が必要との意見などが出されました。また、栽培の適否を判断したり、栽培管理や進捗状況などをチェックする「第３者機関」が必要ではないか等の意見も出されました。いずれにしても、県として遺伝子組換え作物については試験栽培、一般栽培についても何らかの規制が必要であることが委員会として確認されました。
次回は、この素案に対し引き続き議論し、県の関与のあり方について方向性を固めることとしている。

１　これまでの議論の論点整理

(1)福山座長から説明

○これまでの議論で確認された事項として

・人口問題、食糧問題、環境問題を考えると遺伝子組換え作物の研究は重要であり、今後も進めていく必要がある。

・県民、消費者への情報不足が食として利用する消費者等に「不安」をかもしている。

・一般栽培については、ほ場規模が諸外国に比べ大きく異なる我が国に適応した指針が示されておらず、カルタヘナ法で承認されたとはいえ、県内で自由に栽培できる状況でない。

○第２回委員会では、北陸研究センターのイネ実験について、かなり踏み込んだ議論もなされたが、その是非を問うことは本委員会の目的でないと考える。議論すべきは、こうした研究、栽培の情報確保と県民への開示、意見の集約やその取扱いなど県としてどうするかであると思われる。

(2)事務局から説明（資料２）

２　一般栽培についての県の関与のあり方について

(1)主な意見

・現状の法制度の中で、国が認めた作物であれば栽培が可能であるが、日本のほ場条件では必ずトラブルを招く。一般栽培については何らかの規制が必要である。

・今の新潟県では遺伝子組換えイネや大豆のメリットもない。一般栽培については禁止することを盛り込んだ条例が必要ではないか。
・現実では、遺伝子組換え作物の一般栽培は考えられない。今すぐ栽培規制が必要なのか。
・あまり厳しい規制を設けると、かえって消費者の不安をあおることになるのでは。

３　遺伝子組換え作物に係る県関与のあり方等（検討素案）

(1) 事務局から資料説明

遺伝子組換え作物に対する基本認識（別添資料１）
遺伝子組換え作物の栽培に係る県関与のあり方（別添資料２）
国の法律との関係イメージ図（別添資料３）

これらの素案は、あくまでも議論のたたき台として提示する。

(2)主な意見

・試験研究は国の厳しい審査を受け実施している。試験がスムーズに実施できる程度の届出とし、県があまり関与すべきでない。条例などで縛るべきでない。
・試験研究の届出により、地元だけでなく一般県民全体に情報が届くような工夫が必要。
・スケジュール的には栽培開始前の９０日前は、まだ国の審査を受けている状況で厳しい。
・一般栽培については高いハードルが必要と思うが、試験研究をあまり規制すべきでない。
・第３者機関を設置し、栽培の適否を判断したり栽培管理や進捗状況など現地調査を行い県民に情報を流していくようなシステムが必要ではないか。
・実験中であっても、おかしな点、疑問点が判明すれば勧告なり・中止を求めるなどチェック機能をもった第３者機関であるべき。
・情報公開を充実するためにも第３者機関の性格、位置づけが重要となる。
・各自治体で、いろんな実施基準を定めていくと、大きな混乱を招く。県独自の基準を作ることも難しい。基本的には国の実験指針に基づいて基準を検討すべき。